

運用について

(公社) 日本動物福祉協会学術ネットワーク

○動物虐待に係る現状の問題

1) 管轄する自治体の対応が遅く、事態が悪化してから問題が露呈している。

2) 動物虐待の解釈・定義が獣医学や民意と法律が解離している。ネグレクトを虐待と認識されにくい。

3) 獣医師等の専門家の意見が反映されにくい。

4) 警察・検察を含めた行政機関が虐待の判断に困った時に頼れる専門的相談機関がない（大学等の専門機関の活用が遅れている）。

5) 現行法では、動物虐待をしている人間を罰することができても、所有権が強いため虐待を受けている動物を救助できない。

○対応案

1) 管轄する自治体の対応が遅く、事態が悪化してから問題が露呈している

- 行政職員が現場での判断に困らないよう、更なる明確な飼養管理基準。  環境省適正飼養管理基準が来年6月施行

- 行政職員による基準の適切な運用。



提案

2) -4)

- 獣医系大学等で専門学的相談機関の設置

日本獣医生命科学大学で行政からの依頼について無料で検死検案。

警察、検察を含めた行政機関が専門機関を活用。

5) 現行法では、動物虐待をしている人間を罰することができても、所有権が強いため虐待を受けている動物 を救助できない。

- 虐待を受けている動物を救助できるように「一時緊急保護」や再発防止のための

「飼育禁止（停止）命令」が必要

- 動物虐待の場合、警察と自治体と連携・協働強化

視察評価できる獣医師等の育成

改正動愛法第37条の3：都道府県等は動物愛護管理担当職員を設置。
動物愛護管理担当職員は地方公共団体職員であって獣医師等動物の専門的知識を有するもの。

○動物愛護管理担当職員の教育プログラムの充実。

環境省が毎年、3日間の環境省動物愛護管理実務者研修会を実施。
その中で、基準を用いての視察及び評価方法等の講義・実習が必須。

○専任の視察要員として嘱託獣医師等を雇用。

研修を受けた退職及び育児等でフル勤務が難しい獣医師等を嘱託し、業者を視察評価。（問題のあった業者に対して、正規職員が再視察し行政指導。）

○認定獣医師の活用

日本獣医生命科学大学シェルターメディスン教育研究センター内PHES委員会主催の研修を受けた民間獣医師の活用。

◎第一種動物取扱登録前の事前視察を義務化

◎業の登録後

- 最低年一回視察
- 抜き打ち視察を実施

◎基準の具体例等を解説書で説明

◎視察時の評価表を作成（記載はyesかnoだけ）

問題があれば速やかな行政指導



基準順守が困難と速やかに判断

そして、速やかな行政処分

認定獣医師の育成プログラム（案）

1. 講義

動物福祉学、シェルターメディスン＝社会獣医学、公衆衛生学、検疫と感染症対策、動物虐待、災害獣医療、臨床繁殖学（先天性疾患及び遺伝性疾患等）、予防医学（健康診断）、問題行動と予防、改正動愛法について（動取についてを含む）、安楽死について、コミュニケーションスキル

2. 実習

優良な有志ペットショップ及びブリーダー等で実習